

北海道胆振東部地震により被災された方々のための
住宅再建ガイド

令和元年9月2日版

住宅再建ガイドは、北海道胆振東部地震により、住宅等の被害を受けた市民の皆様に対し、その再建に向けた各種情報を提供するものです。

目次

1. 被害の確認について・・・・・・・・・・1ページ
2. 宅地復旧・住宅再建に向けて・・・・・・・・3ページ
3. 宅地の復旧について・・・・・・・・・・5ページ
4. 住宅の再建について・・・・・・・・・・6ページ
5. 各支援制度について・・・・・・・・・・15ページ

札幌市

1 被害の確認について

- 各種支援を受けるためには、建物の被害の程度を証明する「り災証明書」が必要となります。
- 住宅や宅地個別の被害状況や、その対応策等については、専門的な確認が必要ですので、民間企業や各種団体にご相談ください。

(1) 建物の被害程度の証明 ーり災証明書ー

建物の被害の程度を証明する「り災証明書」交付の申請受付は、令和元年(2019年)8月30日(金)をもって終了いたしました。期限までに申請できなかった理由がある場合は、下記の市税事務所にご相談ください。

【申請者】

被害を受けた建物の所有者、居住者

【本人確認書類】

窓口に来られる方の運転免許証など官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(1点)、または健康保険証など顔写真の付いていない本人確認書類(2点)が必要です。

【委任状】

代理の方が申請する場合に必要になります。

本人と同居している親族の方が代理で申請する場合は不要です。

【申請窓口】

被害を受けた建物の所在する区	担当する市税事務所(申請先)
中央区	中央市税事務所市民税係 電話 011-211-3914
北区・東区	北部市税事務所市民税係 電話 011-207-3914
白石区・厚別区	東部市税事務所市民税係 電話 011-802-3914
豊平区・清田区・南区	南部市税事務所市民税係 電話 011-824-3914
西区・手稲区	西部市税事務所市民税係 電話 011-618-3914

【受付時間】

平日 8時45分～17時15分(※土・日・祝日は受付していません。)

【申請期限】

令和元年(2019年)8月30日(金)

【被害の程度】

被害程度の区分：全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、無被害

(2) 宅地被害や住宅被害に係る詳細な確認について

今回の地震による宅地被害の程度（復旧を要するかなど）や住宅被害の詳細な状況（修復の可否や規模など）については、民間企業や各種団体にご相談ください。

※宅地被害・・・住宅の基礎の傾斜や、のり面・擁壁の崩壊、地盤沈下などの被害

ご相談先の例

●札幌中小建設業協会

- のり面・擁壁の崩壊、地盤沈下などの被害を受けた宅地の復旧に関する調査・相談を受け付けています。
- 電話：011-251-6457（平日 9 時～12 時、13 時～17 時）
- ホームページ <http://www.chuukenyoku.net/sapporo/chuukenyoku/>

●(一社)北海道建築士事務所協会

- 住宅や住宅基礎の被害に関する調査・相談を受け付けています。
（のり面・擁壁の崩壊、地盤沈下などの宅地被害については対応できませんのでご了承ください。）
- 電話 札幌支部：011-232-2424（平日 9 時～17 時）
本部：011-231-3165（平日 9 時～17 時）
- ホームページ <http://do-kjk.or.jp/>

★ 参考：住宅の修繕に係る企業探しにお困りの方は
住宅の具体的な修繕については、P.21 に記載のある窓口で、ご相談内容に適した企業を紹介することができます。

※住宅修理業者を装って突然訪問し、「早く修理しないと危ない」「行政から補助金が出る」などと工事の契約を迫ることや、高額な契約を迫るケースが過去の災害で報告されていますので、ご注意ください。

2 宅地復旧・住宅再建に向けて

- 宅地の復旧や住宅の再建に向けて、各種支援制度を活用することができます。
- 道路と宅地を一体的に復旧することが必要な箇所がある里塚1条1丁目～3丁目地区においては、別途地域への説明会等を通して、土砂流出防止対策など詳細な進め方をお示しさせていただくことになります。当該地区の個別のお問い合わせは、以下にお願いします。

【お問い合わせ先】

建設局市街地復旧推進室調整担当課 電話:011-211-2390

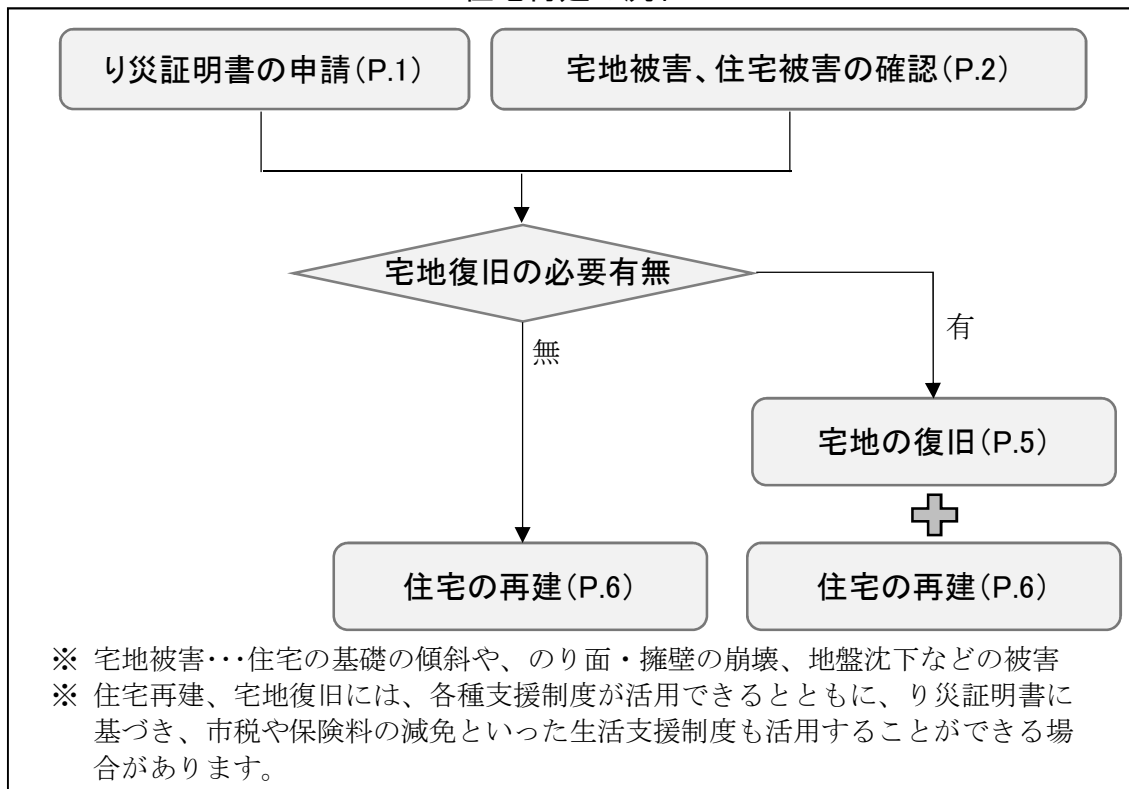
(1) 住宅再建の流れ

住宅再建の流れは、前述したように、まず被害状況の確認として、「り災証明書の申請」、「宅地被害、住宅被害の確認」が必要です。

それにより、宅地復旧の必要がある方については、「宅地復旧支援事業」を活用することができます。

また、住宅の再建においては、一定の条件のもと各種支援制度を活用することができます。

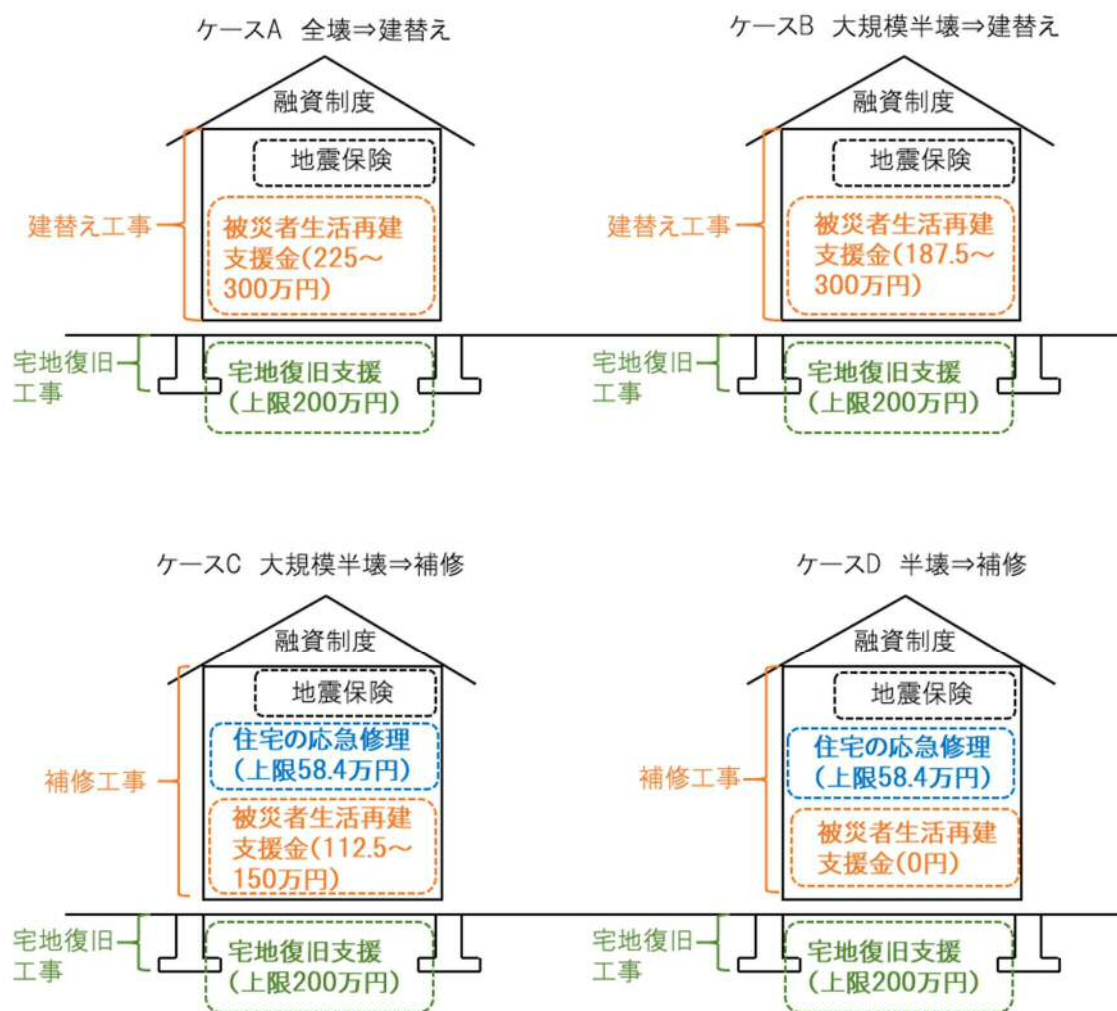
住宅再建の流れ



(2) 住宅再建の例

- ①宅地に被害が生じ、地盤等の復旧が必要な方は、「宅地復旧支援事業[※]」を活用することができます。
- ②住宅の再建に当たっては、住宅の被害程度に応じて、「被災者生活再建支援制度[※]」や「被災家屋等の撤去制度[※]」等を活用することができます。
- ※各支援制度には適用の条件があります。

住宅再建の例



※この他に、災害義援金として「全壊」150万円/世帯、「大規模半壊」100万円/世帯、「半壊」80万円/世帯などの支給を受けることができます。(詳細はP.19)

3 宅地の復旧について

- 被災者が行う宅地の復旧工事等に要する費用の一部を補助します。

(1) 宅地復旧支援事業（詳細は P. 15）

- 対象宅地：戸建住宅、アパートおよびマンション（賃貸・分譲）、店舗（事務所）併用住宅（住宅の用に供する部分）、個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋
- 補助金額：対象工事費から50万円を控除した額に1/2を乗じた額（補助上限額は200万円）

宅地の復旧



〈宅地の復旧〉

建物基礎の沈下⇒ジャッキアップ、建物地盤の改良
宅地の沈下⇒地盤改良、陥没復旧
擁壁の損壊⇒擁壁・のり面等の復旧 など

**【対象工事費から50万円を控除
した額に1/2を乗じた額を補助】**

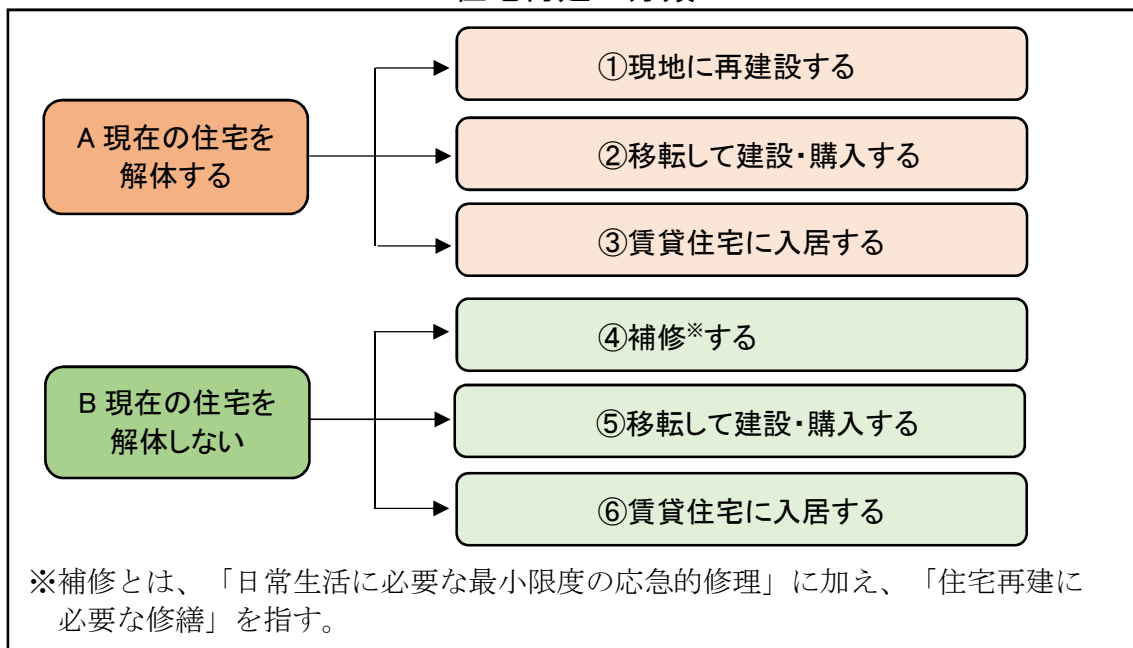
（参考：工事費と個人負担の関係）

工事費	50万円	150万円	250万円	350万円	450万円
個人負担額	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円
補助額	0円	50万円	100万円	150万円	200万円

4 住宅の再建について

- 住宅の再建に当たっては、住宅の被害程度等に応じて「被災者生活再建支援制度」や「被災家屋等の撤去制度」等を活用することができます。
- 支援の内容は、被害の程度と住宅の再建方法（「解体」「補修」「賃借」「建設・購入」）によって異なります。

住宅再建の分類



この分類を踏まえ..

被害程度に応じた住宅再建方法

- り災証明書の認定が「**全壊**」の方…………… P. 7 へ
- り災証明書の認定が「**大規模半壊**」の方…………… P. 9 へ
- り災証明書の認定が「**半壊**」の方…………… P. 12 へ
- り災証明書の認定が「**一部損壊**」の方…………… P. 14 へ

※その他の主な生活支援制度については、P. 19～に記載しています。

(1) り災証明書の認定が**全壊**の方

A 現在の住宅を解体する場合

被災者生活再建支援金(詳細は P.16)

全壊の方は、基礎支援金として、100万円(1人世帯は75万円)の支給を受けることが可能です。

被災家屋等の撤去制度(詳細は P.17)

家屋等の撤去を自費で行った方に対して、その費用を償還いたします。

①現地に再建設する場合

②移転して建設・購入する場合

「被災者生活再建支援制度(基礎支援金)」、「被災家屋等の撤去制度」を活用できるほか、住宅の建設・購入等について、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

**加算支援金：基礎支援金に加え、住宅を「建設・購入」する場合 200万円
(1人世帯は150万円)**

③賃貸住宅に入居する場合

「被災者生活再建支援制度(基礎支援金)」、「被災家屋等の撤去制度」を活用できるほか、住宅の賃借について、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

**加算支援金：基礎支援金に加え、住宅を「賃借」する場合 50万円
(1人世帯は37.5万円)**

※公営住宅及び応急仮設住宅以外の賃借になります。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、既に支給されている加算支援金と合計して200万円(1人世帯は150万円)が支給されます。

(1) り災証明書の認定が**全壊**の方

B 現在の住宅を解体しない場合

被災者生活再建支援金(詳細は P.16)

全壊の方は、**基礎支援金**として、**100万円(1人世帯は75万円)**の支給を受けることが可能です。

④補修する場合

「被災者生活再建支援制度(基礎支援金)」に加え、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

**加算支援金：基礎支援金に加え、住宅を「補修」する場合 100万円
(1人世帯は75万円)**

※「補修」で加算支援金を受給すると、生活再建は完了したこととなりますので、改めて「建設・購入」の申請はできません。

※全壊の方は、基本的に「住宅の応急修理制度(P.18)」の対象外ですが、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は、対象とすることができる場合があります。なお、本制度は応急仮設住宅を利用しない方に限ります。

⑤移転して建設・購入する場合

「被災者生活再建支援制度(基礎支援金)」に加え、住宅の建設・購入等について、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

**加算支援金：基礎支援金に加え、住宅を「建設・購入」する場合 200万円
(1人世帯は150万円)**

⑥賃貸住宅に入居する場合

「被災者生活再建支援制度(基礎支援金)」に加え、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

**加算支援金：基礎支援金に加え、住宅を「賃借」する場合 50万円
(1人世帯は37.5万円)**

※公営住宅及び応急仮設住宅以外の賃借になります。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、既に支給されている加算支援金と合計して200万円(1人世帯は150万円)が支給されます。

(2) り災証明書の認定が大規模半壊の方

A 現在の住宅を解体する場合

被災者生活再建支援金(詳細は P.16)

大規模半壊の方は、**基礎支援金**として、**50万円(1人世帯は37.5万円)**の支給を受けることが可能です。なお、**下記の条件に合致し、解体した場合は、基礎支援金**として、**100万円(1人世帯は75万円)**の支給を受けることが可能です。

- 住宅の倒壊による危険を防止するために解体が必要であること
- 住宅に居住するために必要な修理費等が著しく高額となること
- その他これらに準じるやむを得ない事由により解体が必要な場合

被災家屋等の撤去制度(詳細は P.17)

家屋等の撤去を自費で行った方に対して、その費用を償還いたします。

①現地に再建設する場合

②移転して建設・購入する場合

「被災者生活再建支援制度(基礎支援金)」、「被災家屋等の撤去制度」を活用できるほか、住宅の建設・購入等について、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

加算支援金： **基礎支援金に加え、住宅を「建設・購入」する場合 200万円**
(1人世帯は150万円)

③賃貸住宅に入居する場合

「被災者生活再建支援制度(基礎支援金)」、「被災家屋等の撤去制度」を活用できるほか、住宅の賃借について、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

加算支援金： **基礎支援金に加え、住宅を「賃借」する場合 50万円**
(1人世帯は37.5万円)

※公営住宅及び応急仮設住宅以外の賃借が対象です。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、既に支給されている加算支援金と合計して200万円(1人世帯は150万円)が支給されます。

(2) り災証明書の認定が**大規模半壊**の方

B 現在の住宅を解体しない場合

被災者生活再建支援金(詳細は P.16)

大規模半壊の方は、**基礎支援金**として、**50万円(1人世帯は37.5万円)**の支給を受けることが可能です。

④補修する場合

日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するための費用を、市から修理業者に支払う「住宅の応急修理制度」を活用することができます。

住宅の応急修理制度(詳細は P.18)

応急修理の上限額：1戸当たり58万4千円(税込)

※本制度は、応急仮設住宅を利用しない方に限ります。

※すでに工事に着手されている部分は対象外です。

また、「被災者生活再建支援制度(基礎支援金)」に加え、住宅の補修について、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

加算支援金：基礎支援金に加え、住宅を「補修」する場合 100万円 (1人世帯は75万円)

※「補修」で加算支援金を受給すると、生活再建は完了したことになりますので、改めて「建設・購入」の申請はできません。

※「住宅の応急修理制度」を利用し、その上限額以内で修理が完了している場合は、「補修」に関する加算支援金の支給を受けることができません。適用条件などの詳細は事前にお問い合わせください。

⑤移転して建設・購入する場合

「被災者生活再建支援制度(基礎支援金)」に加え、住宅の建設・購入等について、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

加算支援金：基礎支援金に加え、住宅を「建設・購入」する場合 200万円 (1人世帯は150万円)

⑥賃貸住宅に入居する場合

「被災者生活再建支援制度（基礎支援金）」に加え、「被災者生活再建支援制度（加算支援金）」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

**加算支援金：基礎支援金に加え、住宅を「賃借」する場合 50万円
(1人世帯は37.5万円)**

※公営住宅及び応急仮設住宅以外の賃借になります。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、既に支給されている加算支援金と合計して200万円(1人世帯は150万円)が支給されます。

(3) り災証明書の認定が**半壊**の方

A 現在の住宅を解体する場合

被災者生活再建支援金(詳細は P.16)

半壊の方は、**基礎支援金**として、下記の条件に合致し、解体した場合、**100万円(1人世帯は75万円)**の支給を受けることが可能です。

- 住宅の倒壊による危険を防止するために解体が必要であること
- 住宅に居住するために必要な修理費等が著しく高額となること
- その他これらに準じるやむを得ない事由により解体が必要な場合

被災家屋等の撤去制度(詳細は P.17)

家屋等の撤去を自費で行った方に対して、その費用を償還いたします。

①現地に再建設する場合

②移転して建設・購入する場合

「被災家屋等の撤去制度」を活用できるほか、「被災者生活再建支援制度」の解体の条件に合致した場合のみ、追加の支援として、住宅の建設・購入等について、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

加算支援金 : **基礎支援金に加え、住宅を「建設・購入」する場合 200万円**
(1人世帯は150万円)

③賃貸住宅に入居する場合

「被災家屋等の撤去制度」を活用できるほか、「被災者生活再建支援制度」の解体の条件に合致した場合のみ、追加の支援として、住宅の賃借について、「被災者生活再建支援制度(加算支援金)」の支給を受けることができます。

「被災者生活再建支援制度」による加算支援金

加算支援金 : **基礎支援金に加え、住宅を「賃借」する場合 50万円**
(1人世帯は37.5万円)

※公営住宅及び応急仮設住宅以外の賃借となります。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、既に支給されている加算支援金と合計して200万円(1人世帯は150万円)が支給されます。

(3) り災証明書の認定が**半壊**の方

B 現在の住宅を解体しない場合

④補修する場合

日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するための費用を、市から修理業者に支払う「住宅の応急修理制度」を活用することができます。

住宅の応急修理制度（詳細はP. 18）

応急修理の上限額：1戸当たり58万4千円(税込)

※本制度は、応急仮設住宅を利用しない方に限ります。

※すでに工事に着手されている部分は対象外です。

⑤移転して建設・購入する場合

被災者生活再建支援金の支給はありません。

⑥賃貸住宅に入居する場合

被災者生活再建支援金の支給はありません。

(4) り災証明書の認定が**一部損壊**の方

被災者生活再建支援金(詳細は P.16)

住宅の被害が一部損壊の方であっても、敷地に著しい被害を受け、住宅を解体せざるを得ない方については、「被災者再建支援制度」を活用できる可能性があります。

詳細については、以下までお問い合わせをお願いします。

【お問い合わせ先】 保健福祉局総務部保護自立支援課 電話：011-211-2992

なお、「宅地復旧支援事業」及び「被災者生活再建支援制度」以外でご活用いただける住宅再建に関する支援制度はございません。

5 各支援制度について

(1) 住宅再建に係る各支援制度

① 宅地復旧支援事業

【制度概要】

被災者が行う宅地の復旧工事等に要する費用の一部を補助します。

【対象工事】

工事に係る費用が 50 万円超の下記の工事

復旧工事	被災宅地の原型復旧を基本とした工事 ①のり面の復旧工事 ②擁壁の復旧工事(旧擁壁の撤去、擁壁の排水施設工事を含む) ③地盤の復旧工事(陥没への対応工事)
地盤改良工事	液状化などの再度災害防止のための住宅建屋下の工事
傾斜修復工事	住宅基礎の傾斜修復工事 ・住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を修復する工事

【補助対象者】

北海道胆振東部地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等（管理者または占有者は所有者の承諾を得たもの）

【対象宅地】

- ①戸建住宅 ②アパートおよびマンション(賃貸・分譲)
- ③店舗(事務所)併用住宅(住宅の用に供する部分)
- ④個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋
(対象外宅地:店舗、事業所、工場、事業用倉庫、住宅となる家屋がない倉庫など)

【補助金額】

・対象工事費から 50 万円を控除した額に 1/2 を乗じた額(上限額は 200 万円)
(参考:工事費と個人負担の関係)

工事費	50 万円	150 万円	250 万円	350 万円	450 万円
個人負担額	50 万円	100 万円	150 万円	200 万円	250 万円
補助額	0 円	50 万円	100 万円	150 万円	200 万円

※450 万円以上の工事の場合は、200 万円の上限額が支払われます。

【受付期間・窓口】

期 間:平成 30 年 10 月 29 日(月) ～

窓 口:都市局市街地整備部宅地課宅地復旧支援担当係(本庁舎2階南側)

受付時間:平日 8:45～17:15(土日祝日、年末年始を除く)

電話番号:011-211-2565

【申込み方法】

補助対象の要件の確認のため、まずはお電話にて、上記の専門窓口までご相談ください。

【URL】

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/takuchi/takuchifukyusienjigyou/index.html>

②被災者生活再建支援制度

【制度概要】

災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して支援金を支給します。

【制度の実施機関】

この制度は国の制度で、実施機関は「公益財団法人都道府県センター」となります。札幌市で受け付けた申請は、北海道を經由して、同法人に送付され、申請書の内容審査のうえ、支給決定が行われます。

【制度の対象となる世帯】

- a.住宅が「全壊」した世帯
- b.住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c.災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- d.住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

※原則として、世帯の認定は、住民登録している世帯ごとに行います。

【支援金の支給額】

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の損害程度	a.全壊	b.解体	c.長期避難	d.大規模半壊
支給額(世帯2人以上)	100万円	100万円	100万円	50万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金:(ア)に上乘せ)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額(世帯2人以上)	200万円	100万円	50万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

【申請期限】

- ・基礎支援金:令和元(2019)年10月7日(月)
- ・加算支援金:令和3(2021)年10月5日(火)

【窓口】

窓 口:保険福祉局総務部保護自立支援課(市役所本庁舎3階南側)
受付時間:平日8:45~17:15(土日祝日、年末年始を除く)
電話番号:011-211-2992

【申込み方法】

支給対象の要件の確認のため、まずはお電話にて、上記の専門窓口までご相談ください。

③被災家屋等の撤去制度(費用償還)(被災家屋等の撤去を自費で行った場合※)

【制度概要】

被災家屋等の撤去を自費で行った方に対して、撤去に要した費用の償還を行うものです。

【対象】

- ・ 対象は、「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と認定された家屋等の自費撤去であって、撤去業者と契約を締結して撤去を行ったものです。
- ・ 本制度の申請者は、平成30年9月6日時点において被災家屋等を有していた所有者又はその者から撤去実施の委任を受けた者で、上記の撤去業者との契約を締結した者となります。ただし、法人においては中小企業基本法第2条に規定する中小企業等に限りません。
- ・ 被災建築物(住宅などの母屋)の一部のみの撤去(残りを札幌市が行う公費撤去制度により撤去を行う場合は除く。)や、車庫や物置、塀等のみの撤去は対象になりません。
- ・ 撤去した被災家屋等のうち、償還の対象となるものは倒壊のおそれがある又は壊れた家屋等となり、それ以外の車庫、塀、樹木等は対象外です。ただし、対象外の車庫、塀等であっても、撤去工事の支障となったものについては対象とする場合があります。償還の対象については、写真などにより判断します。

※償還の対象とは、札幌市の積算額を算定する上で、札幌市が公費撤去の対象になると判断し、積算の対象とするものをいいます。

【本制度の注意点】

- ・ 償還の金額は、被災家屋等の撤去(撤去に係る廃棄物の収集、運搬及び処分を除く。)の費用と、この撤去により発生した廃棄物の処理(収集、運搬及び処分)の費用のそれぞれについて、申請者が撤去業者に支払った額と札幌市が積算した額を比較して、安価な額を合計した額を上限とします。
- ・ **償還の額は、実際に撤去業者に支払った金額を下回る場合があります。**
- ・ **受付期間内に、家屋等を撤去した上で、業者に撤去費を支払い、その領収書を提出していただく必要があります。**
- ・ その他にも注意点がありますので、詳細は下記のホームページでご確認いただくか、連絡先までお問い合わせください。

【申請・お問い合わせ先】

- ・ 申請受付は予約制ですので、事前に以下までご連絡ください。

受付窓口：札幌市役所本庁舎9階北側 都市局建築部建築保全課

受付期間：平成30年11月30日(金)～令和元年12月27日(金)

受付時間：8:45～17:15(土日祝日、年末年始を除く)

電話番号：011-211-2816

【URL】

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/kenchiku/tekkyo/jihitekkyo/index.html>

※公費撤去(所有者の依頼に基づき、札幌市が撤去を行う場合)については、令和元年6月28日(金)をもちまして受け付けを終了しております。

④住宅の応急修理制度

【制度概要】

下記の【修理対象箇所】【札幌市による負担上限額】の範囲内で、日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を札幌市が業者に依頼し、市から修理業者に費用をお支払いします。

【対象】 以下の要件をすべて満たす方

ア. 以下全ての要件を満たす方

(ア) 本地震により「大規模半壊」又は「半壊」の住家被害を受けた方
ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない

(イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方

(ウ) 応急仮設住宅を利用しない方

イ. 資力の要件

半壊の被害を受けた方のうち、自らの資力では応急修理することができない方

【修理対象箇所】

本地震により破損した箇所のうち、以下のような日常生活に必要な最小限度の部分が対象となります。

ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等

イ 玄関ドア、窓等の開口部

ウ 上下水道、電気、ガス等の配管・配線

エ トイレや浴室等の衛生設備

【札幌市による負担上限額】

1戸当たり58万4千円（税込）

※上限額を超える部分の費用は自己負担

【受付期限】

令和元年（2019年）9月30日（月）

（上記期限までに工事が完了する見込みのものが対象）

【お問い合わせ先】

受付窓口：札幌市役所本庁舎7階北側 都市局市街地整備部住宅課

受付時間：8：45～17：15（土日祝日、年末年始を除く）

電話番号：011-211-2807

【URL】 <http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/01osumai/okyusyuri/okyusyuri.html>

(2) その他の主な生活支援制度

主な支援制度一覧

支援メニュー	内容	問い合わせ先
被災者生活支援一時金	<p>居住していた住居が、り災証明書で「全壊」と認定された場合 20 万円、「大規模半壊」「半壊」と認定された場合 10 万円を支給。</p> <p>【申込期限】 令和元年(2019年)9月30日(月)まで</p>	<p>保健福祉局総務課 011-211-2932</p>
災害義援金	<p>複数回に分けて配分予定。第3次配分までは、下記のとおり。</p> <p>死亡者:150万円/人 重傷者:50万円/人 全壊:150万円/世帯 大規模半壊:100万円/世帯 半壊:80万円/世帯 一部損壊(50万円以上の修理費を支出した世帯):30万円 一部損壊(上記以外の世帯):10万円</p>	<p>市民文化局区政課 011-211-2252</p>
市税の減免	<p>○市民税・道民税の減免 り災証明書で自己または扶養親族が所有する住宅について「半壊」以上と認定された方などを対象に、被害状況・前年の合計所得金額に応じて震災日以後に納期限が到来する税額の一部または全部を減免。</p> <p>○固定資産税・都市計画税の減免 り災証明書で「半壊」以上と認定された家屋などを対象に、被害状況に応じて震災日以後に納期限が到来する税額の一部または全部を減免。</p>	<p>財政局市民税課 011-211-2272</p> <p>財政局固定資産税課 011-211-2228</p>

保険料等の減免	り災証明書で「半壊」以上と認定され、一定の要件を満たす世帯を対象に、介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のほか、国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金を、被害状況に応じて減免。	保健福祉局介護保険課 011-211-2547 保健福祉局保険企画課 011-211-2952
上下水道料金の減免	り災証明書で「半壊」以上と認定され、水道局から直接請求を受けている方(下水道使用料のみの請求も含む)を対象に、9・10月に水道メーターを検針して算出した上下水道料金を全額免除。 【受付期間】 令和元年(2019年)12月27日(金)まで	水道局営業課 011-211-7039
確認申請等に伴う手数料の免除	り災証明書で「半壊」以上と認定された方が、被災された建築物(住宅等)の建替等の際に、建築基準法に基づく建築確認申請等を札幌市建築主事に申請される場合において、申請手数料を免除。 【受付期間】 自己居住用住宅 : 令和2年9月5日まで 自己居住用住宅以外: 令和元年9月5日まで	都市局建築指導部 管理課 011-211-2859
住宅金融支援機構災害復興住宅融資	住宅復旧のための建設資金、購入資金、補修資金等に対する融資。	住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) 0120-086-353
災害復旧型の資金融資など	各金融機関で災害復旧に要する生活資金、住宅補修資金など融資制度の取扱いや相談窓口を開設。	各金融機関
札幌市災害住宅補修資金貸付	居住の用に供する部分に10万円以上の損害を受けた家屋の補修工事を行う所有者等を対象として、必要な資金の貸付を行う。 【受付期間】 令和元年(2019年)9月30日(月)まで	都市局住宅課 011-211-2807

その他各種支援について

札幌市では、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、避難している方をはじめとして、今後の生活に不安を抱える市民の皆様に対し、総合的・一体的に支援等の情報を提供するため、『生活支援ガイド』を作成しましたので、ご活用ください。

URL：<http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html>

なお、冊子版は、以下の施設で配架しています。

- ・市役所本庁舎 2階 市政刊行物コーナー（中央区北1条西2丁目）
- ・各区役所 広聴係

参考：住宅の修繕に係る企業探しにお困りの方は

<さっぽろコミュニティ型建設業推進協議会>

・住宅の具体的な修繕について、以下の窓口でご相談内容に適した企業を紹介します。

➤ すまいとくらし・まち相談センター

- ・対象地域：中央区・北区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区・西区
- ・営業時間：平日 9時から17時まで 土曜 9時から12時まで
- ・電話：011-252-7558

➤ 住まいと暮らしの相談室

- ・対象地域：北区・東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・西区
- ・営業時間：平日・土曜 9時から17時まで
- ・電話：011-731-3728

➤ いい家づくりコム

- ・対象地域：北区・西区・手稲区
- ・営業時間：平日・土曜 9時から17時まで
- ・電話：011-624-5747

※住宅修理業者を装って突然訪問し、「早く修理しないと危ない」「行政から補助金が出る」などと工事の契約を迫ることや、高額な契約を迫るケースが過去の災害で報告されていますので、ご注意ください。

問い合わせ先

都市局 市街地整備部 宅地課 宅地復旧支援担当係

(市役所本庁舎2階南側)

電話番号：011-211-2565



さっぽろ市
01-B01-18-2144
30-1-159